

「おいらせ町自治基本条例」条文（案）

* 条ナンバーは仮

第 1 章 総則

第 1*条（条例制定の目的）

この条例は、おいらせ町のまちづくりに関する基本的な事柄を定め、町民、行政、議会の権利と責任を明らかにすることにより、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

第 2*条（用語の定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下の各号に定めるものとします。

- 1 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、または町内で事業活動その他の活動を行う人または団体をいいます。
- 2 協働 町民、行政および議会が共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力して行動することをいいます。
- 3
- 4

コメント [01]: 住民票は町に残っているが町外で生活している人（大学生など）を含む

コメント [02]: ここで挙げた定義の他、町民同士、市民活動団体同士など、様々な形態の協働が考えられる。

コメント [03]: 「参加」の定義が必要なのでは？（第 3 章の第 4*条に、「参加」という言葉がでてくるので）

コメント [04]: 「ボランティア」と「個人情報」に関する定義が欲しい。

コメント [05]: ①単に行政だけではなく、コミュニティ活動などの住民の活動や議会の活動も含めるのか？
②行政主導というイメージが強いのではないか？①の意味を持たせるなら、新たに定義するか、別の言葉で言い直した方がよいのではないか？

第 3*条（条例の位置づけ）

この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、町長および町職員、議会はこれを遵守しなければなりません。町政運営にあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

第2章 町民の権利

第1*条（生存、環境に関する条文） おいらせ町民には、（6）豊かな自然環境のもとで、（1）生涯にわたり健康で安全な、（10）必要最低限の生活を送る権利があります。

第2*条（政策決定権に関する条文） おいらせ町民には、まちづくりの主体者として、（4）行政の動き等を知り、（2）政策形成に参加する権利があります。

2 おいらせ町民には、（11）政策形成やまちづくり活動において、自由な意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利があります。

第3*条（その他に関する条文） おいらせ町民には、子どもから高齢者まで誰もが自由に（5）学び、（7）健やかに成長する権利があります。

2 おいらせ町民には、（3）個人情報やプライバシーを大切にされる権利があります。

3 おいらせ町民は、重くない負担で（9）自由に移動し、（8）必要な医療・介護サービスを受ける権利があります。

コメント [06]: ①「必要最低限」がどの程度なのか。これを盛り込む必要はあるか？
②前回の委員会までは「経済的に破綻しない権利」としていた。日本国憲法の生存権に関する条文を参考に、この表現にしてみました。（コンサルより補足）

コメント [07]: 行政や議会の活動の他、地域の課題、現状も含むのでは？

コメント [08]: ①「自由に移動」＝引越したとか、町から出て行くというイメージがある。

②「自由に移動」はワークショップの中で繰り返し出てきている事項で、交通に不便を感じない、自力で移動できるということであったかと思う。繰り返し出ているということは、町の特色なのでは？

③「自由に移動」と「医療介護サービスの受給」は内容としては全くの別物。同じ条文の中で一つにしてしまうのには無理がある。別々に条文立てした方がよい。

- （1）生涯にわたり健康、安全に生活する権利
- （2）政策形成に参加する権利（町民としての自己決定権）
- （3）個人情報、プライバシーが大切にされる権利
- （4）行政の動き等について知る権利
- （5）生涯学習の機会を得る権利
- （6）ゴミのない豊かな自然環境で暮らす権利
- （7）子どもが健やかに成長する権利
- （8）医療・介護サービスを受ける権利
- （9）自由に移動することができる権利
- （10）最低限の生活を送る権利（追加）
- （11）自由な意思表明=参加しないことで不利益を受けない権利

《その他の意見》

住民の権利に関する条項はどの自治体も共通した内容が多い。町のオリジナリティを出すのはもちろん大事だが、他の自治体ではどう規定しているのかをもう1回調べてみる必要がある。

第3章 町民の役割と責任

第1*条（権利を守ることに係る条文） おいらせ町民は、（2）地域全体で協力して子どもを守り育て、（4）障害者、お年寄り等手助けを必要としている町民を思いやり、町民全体の幸福を実現するために努力しなければなりません。

コメント [O9]: 範囲があいまい。

コメント [O10]: 現在は「障がい」という表記になっていることが多い。

コメント [O11]: 「町民の」でよいのでは？

第2*条（ふるさとを守り伝えることに係る条文） おいらせ町民は、（3）ふるさとの歴史と文化を次代に伝えるために努力しなければなりません。また、（9）環境汚染を防ぎ、豊かな自然環境を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

第3*条（町民として自立することに関する条文） おいらせ町民は、まちづくりの主体者として、（1）自立した意見を持ち、自律して行動しなければなりません。

コメント [O12]: ①自治とは、自分で行うことは自分です、自分で考える、行動するということである。「自立」には、意見を言う以外のことも含まれるのでは？

②「自立」と「自律」は、一つの条文ではなく、二つに分けて定義した方がいいのではないか？

③他の自治体では、「行動と発言に責任を持つ」というような表現になっている。（コンサルより補足）

④そもそも、一般の住民の方々がこの条文を見たときにどう受け取るのか疑問が残る。

第4*条（まちづくりへの参加に関する条文） おいらせ町民は、（5）地域社会が相互に連携し、暮らしやすいコミュニティを実現するために、（7）公益活動やボランティア活動等に自主的に参加する努力をしなければなりません。

第5*条（行政との協働に関する条文） おいらせ町民は、（8）行政や議会の動きを学び、理解し、（6）行政と協働でまちをつくる努力をしなければなりません。

コメント [O13]: 「努力」では強すぎる。「役割が期待される」という程度の表現がよい。

- （1）自律により自立する責任
- （2）地域全体で子どもを守り育てる責任
- （3）ふるさとの歴史と文化を次代に伝える責任
- （4）障害者、お年寄り、乳幼児づれを思いやる責任
- （5）地域相互連携、コミュニティ参加努力
- （6）行政と協働でまちをつくる責任
- （7）公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担の責任
- （8）自治（行政、議会）の学習と理解、意見提出の責任
- （9）環境汚染行動を禁止、監視する責任

《その他の意見》

条文の順番として、第3*条→第4*条→第5*条→第1*条→第2*条の順がよいのでは？

第4章 町長、町職員の役割と責任

第1*条（町長に関する条文） おいらせ町長は、**町政の代表者**として、（1）日本国憲法に保障された地方自治権を活かして町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、（2）公正かつ誠実に**町政**の執行にあたらなければなりません。

コメント [O14]: ①「町政」には議会の活動は含むが、住民の活動は入らないと考えている。町長は行政も、議会も、町民もすべてを代表するもので、責任も重いものであるから、「町の代表者」という表現がよいのでは？

コメント [O15]: 職員同様「職務」でよい。

第2*条（町職員に関する条文） おいらせ町職員は、町民への奉仕者として（1）日本国憲法に保障された地方自治権を活かして町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、（2）公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

コメント [O16]: 第5章の第1*条に合わせて「全町民の奉仕者」としてはどうか？

第3*条（町政執行に関する条文） おいらせ町長および町職員は、**町全体の奉仕者**として（3）町政運営にあたっては効率的な予算の編成と執行を行わなければなりません。

2 おいらせ町長および町職員は、（4）職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させなければなりません。

3 おいらせ町長および町職員は、（7）お互いに情報の共有を図り、総合的、**柔軟に対応**しなければなりません。

コメント [O17]: ①クレームや不当要求に対しても「柔軟」にならなければならないのか？例えば「適切に」「迅速に」など、他の言葉で言い換えられないか？
③「対応」では行動の幅が狭いと思う。

第4*条（町民との関係に関する条文） おいらせ町長および町職員は、（5）**町民の目線**に立って**行動**し、町民への説明責任を果たさなければなりません。

2 おいらせ町長および町職員は、町全体の奉仕者として（6）町民との**一体性**、**協働のまちづくり**を進めなければなりません。

コメント [O18]: ①「上から見下ろす」イメージがある。「町民の視点」ではどうか？
②「視点」だと逆に範囲が狭くなるのでは？このままで特に違和感はないと思う。

コメント [O19]: 何を指すかが明確でない。第1*条と第2*条に合わせて「職務にあたり」とした方がよい。

コメント [O20]: 「一体となって」などの表現がよいのでは？

- （1）憲法や法律を守る
- （2）全体の奉仕者として公正である
- （3）効率的な予算執行を行う
- （4）職務への創意工夫、学習により資質を向上させる
- （5）町民の目線で行動し、町民への説明責任を果たす
- （6）町民との一体性、協働のまちづくりを進める
- （7）組織内の情報共有を図り、総合的、柔軟に対応する

《その他の意見》

①第1*条の町長に関する条文と、第2*条の町職員に関する条文は内容がほぼ同じである。同じ条文にまとめて、町長に関する条文を第1項、職員に関する条文を第2項としてはどうか？

②「おいらせ町長」「おいらせ町職員」というのが第4章の中で頻出している。「町長」「町職員」という表現で足りるのではないか。或いは、第1*条に規定されているものだけ「おいらせ」を付し、後は省略してもよいのではないか？

第5章 議会の役割と責任

第1*条（議会の機能に関する条文） おいらせ町議会は、（4）全町民の代表として町民の意思を尊重しなければなりません。

2 おいらせ町議会は、（1）町政運営が正しく行われているかを監視するとともに、（2）政策形成機能を高めなければなりません。

第2*条（議会運営に関する条文） おいらせ町議会は、（3）その活動を町民に公開し、開かれた議会運営を進めなければなりません。

2 おいらせ町議会は、（5）経費を抑制し、効率的な運営を行わなければなりません。

第3*条（議員の資質向上に関する条文） おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあるとともに、（6）職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させなければなりません。

- （1）行政の監視、チェック機能を果たす
- （2）政策提言の努力をする
- （3）情報公開、開かれた議会運営を進める
- （4）全町民代表として町民の意思を尊重する
- （5）経費を抑制し、効率的な議会運営を行う
- （6）資質向上、知識・技能習得努力

コメント [O21]: ①「経費を抑制し」という表現では、税金を無駄遣いしている、出費を抑えなくてはならないというイメージが強くなる。使うべきところには予算を使う、予算の重点配分という意味合いを持たせる必要がある。

②「運営」→「議会運営」に訂正

【全体を通しての意見】

緊急時の危機管理に関する規定を盛り込んだ方がいいのでは？

